

平成19年度第2回社会教育委員会議（要録）

開催日	平成19年11月26日（月）		開会時間	13時31分		
会 場	403会議室（庁舎4階）		閉会時間	15時34分		
委員の出 席	三澤 善道	欠	鈴木 栄一	出	井上 真弓	出
	本橋 晃	欠	斎藤 和康	出	○大谷 鐵子	出
	◎柳下 雅弘	出	加山佐代子	出		
	小黒 和夫	出	浪間 貞	欠		
	村山喜三江	出	小林 貴博	欠		
	石井 康隆	出	川崎みち子	出	◎議長 ○副議長	
傍聴者	なし					
事務局	今城教育長、内田スポーツ青少年課長、柳下課長、高田課長補佐、星野専門員					
議 題	<p>1 平成19年度前期生涯学習事業報告について</p> <p>2 平成19年度後期生涯学習事業計画について</p>					
発言者	議 事					
事務局	<p>1 開 会</p> <p>それではこれから、平成19年度第2回社会教育委員会議を開催いたします。</p> <p>会議にあたりまして柳下議長から、ごあいさつをいただきたいと思います。</p> <p>あいさつ</p> <p>師走を間近に控え第2回社会教育委員会ということでお忙しいことと思いますが、きたんのないご意見を出していただけたらと思います。</p> <p>ここにきて、朝霞の市議会議員選挙があるなど、仕事の面でも会議の面でも錯綜しておりますが、体を大切に風邪など引かないようよろしくお願いいたします。</p> <p>（教育長あいさつ）</p> <p>ありがとうございました。それでは、議事の方へ入りたいと思います。柳下議長お願いいたし</p>					
議 長						
事務局						

ます。

## 2 議 事

### (1) 平成19年度前期生涯学習事業報告について

議 長 それでは、議事に入らせていただきます。平成19年度前期事業報告ということで、事務局の方からお願いいたします。

事務局 「平成19年度生涯学習担当前期事業報告」 (別紙 資料に基づき説明)

「平成19年度文化財担当前期事業報告」 (別紙 資料に基づき説明)

「平成19年度スポーツ振興担当前期事業報告」 (別紙 資料に基づき説明)

「平成19年度青少年担当前期事業報告」 (別紙 資料に基づき説明)

議 長 ただ今前期事業報告について説明がありましたが、何かご意見ありますでしょうか。

それでは、次の平成19年度後期事業計画について進めさせていただいてよろしいでしょうか。

### (2) 平成19年度後期生涯学習事業計画について

事務局 「平成19年度生涯学習担当後期事業計画」 (別紙 資料に基づき説明)

「平成19年度文化財担当後期事業計画」 (別紙 資料に基づき説明)

「平成19年度スポーツ振興担当後期事業計画」 (別紙 資料に基づき説明)

「平成19年度青少年担当後期事業計画」 (別紙 資料に基づき説明)

議 長 後期の事業計画ということですが、これらについて何かありましたらお願いいたします。

斎藤委員 青少年担当の後期事業計画のところですが、なわとび大会が12月2日に、新春凧上げ大会が1月19日に決まっております。

議 長 後期事業計画ということで、何か新規のものはありますか。

事務局 スポーツ関係では特にありません。

川崎委員 君のライブとは、何か芸術的なものを発表する場なのでしょうか。

斎藤委員 子どもたちがやりたいことを、子どもたちが企画をしてやっていくということで、我々はそれらのお手伝いをしていきたいということです。

二世交代などということで、お父さんも一緒になって凧を作り、凧上げ大会などみんなで一つの事をするのは大切だと思います。

議 長 凧作りの講習会などもあり、そういうところへ出て凧作りにくわしい人もいます。大人も自分でやると楽しくなります。そういうことを一つの軸として、課の事業に民間の人も入ってもらいなどして、やっていけたらいいかなと思います。

斎藤委員 凧に対してくわしい知識をもっている人もいるようです。講師として紹介できたらいいかなと思います。

議 長 民家園の来園者数の変化はどうでしょうか。

事務局 今年度は今のところ昨年ほどは行っていませんが、去年はNHKの生放送などもありまして、結構遠くのほうの方も来ていただいたということがあります。いろいろ経験・体験も取り入れて公開し、安定的に来ていただければいいかなと思います。

議 長 ビジュアル的なかやぶき屋根に合う行事等があると思います。十五夜とか津軽三味線など、こういう場所でボランティアのみなさんと一緒にやっていたらいいかななどと思います。

議 長 他にございますか。ないようでしたら、次のその他に進んでよろしいでしょうか。

### (3) その他

事務局 北足立社会教育委員連絡協議会について報告させていただきます。

現在志木市が当番市で会長をやっておりますが、それが終わる今年度で協議会を脱退するというお話をさせていただいております。そして、その後は最終的ではないのですが、研修会や役員会などは4市一緒にやっていたらいいかなという話などもございます。

議 長 北足立地区社会教育委員連絡協議会ではいろいろ問題がありまして、事務を所管している南部教育事務所が、各市で持ち回りでやって欲しいというようなことになったようです。

市としてはどうするか、川口市は既に脱退しているようです。当市も4市との調整で脱退の方向で考えてきました。お金を納めて実入るものがないければ、北足立より身近なところである4市でやっていたほうがいいのかなどという意見等が出されているわけです。

議 長 それでは、次に進んでよろしいでしょうか。

### 3 その他

#### (1) 生涯学習振興計画の見直しについて

議 長 生涯学習振興計画の見直しについてお願いいたします。

事務局 和光市生涯学習振興計画は、平成15年に10年計画で策定いたしました。その内容は社会状況の変化に伴い5年後（平成20年）に評価と見直しを行います。ということで準備を進めています。

資料に今後のスケジュールというのがございますが、その中で内容の見直し、達成の状況などを把握するほか、協働とかボランティアなど時代にあったものを取り入れて取り組んでいきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

議 長 今月11月30日に生涯学習推進会議があります。ここにおいて、今までの計画によっては内容を見直していくほか、これからの新しい時代に向かって加えるものなどを検討していくことなのかと思います。

皆さんからもこうして欲しい、こうしたらどうかなどご意見がありましたら、事務局担当の方へお知らせ願えればと思います。

議 長 それでは次に進みたいと思っております。

#### (2) 公民館使用料の見直しについて

事務局 「使用料見直しに関する基本方針（案）」 (別紙 資料に基づき説明)

議 長 このデータを見て、使用料の額の全般を見ると、上がるのではないかという気がしているのですが、相対的に全体を見ると下がっているのですか。

事務局 この使用料の算定の方法が行政コストで計算されまして、その行政コストで出た金額の半額50パーセントを使用料ということで、皆さんからいただくようになるわけです。

議 長 このやり方というのは、市独自で算出したものなのですか。それとも一般的な他市町村、国その他の施設の算定基準に基づいて市が変更するために算出し、下がったということなのでしょうか。

事務局 和光市独自で、この算定方法について検討いたしまして算出したわけでございますが、使用料については、一番目に行政コストというのは公民館でいえば3館の合計した行政コストですね。それを各施設の貸出し面積で割るわけです。そして、年間の使用可能時間で割りましてそして借りる部屋の面積をかけまして、そしてその後部屋を借りる時間をかけまして、その後受益者負担割合といたしまして50パーセント軽減がされますので、0.5をかけるということで使用料を算定します。

議 長 安くなるということは税金の負担、市の負担ということになるということでしょうか、他市と比べてどうなのでしょうか。

事務局 当市の公民館の利用は、ほとんどが免除団体ということで無料の扱いをしておりますが、今回の改正では無料でなく50パーセントを負担ということで、今までは使用料が免除されておりましたが、これからは50パーセント負担をしていただくという形になるということでございます。

議 長 そうしますと、全体的には使用料は下がっているが、今までただで使っていた人たちにも応分の受益者負担をしていただくということですか。料金的には、税金を使うとか市の負担になるとかということはないのでしょうか。全体的にはそう変わらないということですか。

事務局 数字的にはくわしい計算をしてみないと不明ですが、市や教育委員会が主催などするときは全額免除、社会教育関係団体が使用する場合は50パーセント免除ということです。

村山委員 たとえば体育館の利用が無料だったのですが改正案ですと半分負担ということで、南公民館の体育館などこれだと利用者に非常に負担がかかるということです。また、学校の体育館が一般開放で無料ということで練習等がとても増えています。これだと、公民館の体育館が有料ということになるとすごく負担が大きくなるわけです。

事務局 今度それぞれ施設ごとに説明会を開催させていただくということです。

議 長 たとえば公民館においては、貸出しのコマ数といいますか、午前、午後、夜間というような区分を検討したり、体育館の面貸しが可能かどうかなど、貸出しの方法を検討してみたいと思っております。

議 長 もういくらということは決まっていて、これでやっていきたいというのか、まだまだ話し合いの余地はあるのかということですが、ただ基本方針の案として出ないとたたき台にならないからでしょうか。

事務局 こういうことを考えていますということです。

議 長 今までの意見とかを複合して、一番平等な方法がいいのかもしれませんが、使っている方からすれば高くなるのは反対するのは当たり前のことですが、上がっても利用者には利便性があるというような、その辺がきちんと説明があればいいと思いますが…。

小黒委員 文化団体連合会の会合があったときに、使用料の説明会の話をしたら出ていないとのことでし

た。知らなかったということでした。これは広報か何かで知らせたのでしょうか。

事務局

パブリック・コメントについては、各施設でお知らせをしているのですが、施設での説明会もこれから開いていくということです。

小黒委員

もしこれからも開いていくようでしたら、わかりやすくそれに参加できるような機会を皆さんに知らせていっていただきたいと思います。受益者負担が基本ということで、公民館法でいうサークル活動というのは、ゼロから始まってそこから育てましょうということなののでしょうか。それともう一つは既存のものがあって、それを大きくしていこうというようなものなののでしょうか。

事務局

それらは両方含まれていると思います。

小黒委員

今後、公民館活動をされている皆さんの使用料はどのようになっていくのでしょうか。減でしょうか免でしょうか。

事務局

改正案の額は、現使用料の50パーセント減ということになっています。ですので、その半分の25パーセントに当たる額を負担をしていただくことになるということです。

小黒委員

登録サークルの期限はあるのでしょうか。

事務局

今までは2年ごとに更新していただいております。

小黒委員

サークルの継続は2年ごとの更新で、ずっと続くわけですね。利用者に対しての制約があるとするれば、どのようなことでしょうか。

事務局

公民館活動で学んだものを、地域に還元することだと思います。サークルについての使用料も条例が改正されれば、50パーセントの有料化にはなるわけです。

村山委員

使用料見直しに関する資料の7ページのところで、100パーセントと50パーセントとありますが、これはどういった形で分けられたのですか。

事務局

5ページを見ていただくとその区分が出ているのですが…。

村山委員

この内容の見方はどうなっているのでしょうか。

事務局

4ページから5ページにその定義等が書かれています。

村山委員

公共性とかそういったものでは処理の仕方ができないのですか。催しの打ち合わせをする会議室の利用のときなども、その費用を負担するのですか。

事務局

公民館を使用する場合、免除の対象ということで全額免除というところでは、市又は教育委員会が主催、共催というのがあります。

村山委員

そういうことだけではなく、体育祭を開催するための運営委員会、理事会など、その辺の線引きなどどうなるのでしょうか。

小黒委員

サークル活動の場合、受益者負担というものもやむを得ないと思いますが、その金額と割合にもよるわけです。

事務局

明日坂下公民館で10時から説明会があります。南公民館では12月9日日曜日10時から、中央公民館については11月30日金曜日10時から説明会が開催されます。その他運動場は12月3日月曜日、野球場は18日、庭球場は15日ということで説明会があります。

小黒委員

これは内容については、要望や意見を聞いてもらえるのでしょうか。

議 長 非常にむずかしい問題で、誰が見てもおかしいというような問題は是正していただきたいと思っています。

小黒委員 文化団体では免除の措置があったから存続しているのであって、これがなくなってしまうとサークル活動とまったく同じになってしまいます。

村山委員 補助金をもらうより使用料の方が高くなってしまいうだと困ってしまうと言っています。

議 長 その辺慎重に考えていかないと、文化、スポーツを通じて、市に影響をしかねないと思います。他に何かございますか。ないようでしたらこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。